



TITLE:

近世封建制の土地構造(
Abstract_要旨)

AUTHOR(S):

竹安, 繁治

CITATION:

竹安, 繁治. 近世封建制の土地構造. 京都大学, 1967, 経済学博士

ISSUE DATE:

1967-03-23

URL:

<http://hdl.handle.net/2433/212144>

RIGHT:

【 17 】

氏名	竹 安 繁 治 たけ やす しげ じ
学位の種類	経 済 学 博 士
学位記番号	論 経 博 第 15 号
学位授与の日付	昭 和 42 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	近世封建制の土地構造

(主 査)
論文調査委員 教授 堀江保蔵 教授 堀江英一 教授 山岡亮一

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、江戸時代、領主的土地制度の固定化の下に、農民的土地制度がいかにして形成され展開したかを考察し、それは、結局、土地制度における名目と実態との乖離を示し、また、封建的土地所有の解体と、事実上の農民的土地所有の進行を意味することを論証したものである。

いわゆる領主的土地制度とは、検地に基づいて記載された公式帳簿上の田積と石高を基準にして、貢租を徴収する制度のことであり、農民的土地所有とは、農民自身が丈量して得た田積と実際の収穫高を基準にして、田畑の売買・質入などをなし、また小作関係を結ぶことである。一言にしていえば、前者は名目的であり、後者は現実的である。両者のあいだに差違が現われた最初は、近世初頭に行なわれた検地において、縄延びなどの手心が加えられたことにあるが、検地が行なわれなくなった延宝年間以後、隠し田の増加、地目の変換、用水路の開鑿、作物の転換、耕作技術の進歩など、要するに土地生産力の向上によって、その差違はしだいに拡大した。

この差違の進行状態を具体的に知る手掛りとして、著者が着目したのは、本畝（検地帳上の反別）・分米（各田畑の石高）に対する有畝（実反別）・宛米（貢租分を含む小作料）である。後者の前者に対する関係を、領主的土地制度に対して農民的土地所有を最も端的に示すものとして捉えた著者は、まず第1章において、有畝・宛米の実現過程と、それを黙過せざるを得なかった幕府の土地政策を概観し、時代的傾向を展望する。第2章以下第8章まで、この展望の下に、河内国の諸郡・諸村の豊富な現存史料を駆使して、それに客観的解釈を加え、もってきわめて詳細な記述を行なっている。

すなわち、第2章では、慶長検地についての、当時および江戸時代中期の、たがいに異なる評価から出発して、領主的土地制度の成立とその固定化を論じ、第3章では、検地に際して既に存した有畝が、田畑の売買・質入・小作などの過程を通じて、有力農民に対してだけでなく、一般農民に対しても、黙認せられるに至ったこと、すなわち農民的土地制度が形成されていったことを述べ、第4章では、その展開過程を、有畝・宛米をもって、農民が土地生産力把握の実質的基準としたこと、さらにそれが、土地売買の公

的な証文にまで記載されるに至ったことなどによって、明らかにしている。第5章では、農民的土地制度における耕地形態を問題とし、主として棉作農村を例にとり、近世前期・中期・後期の時期別に農家経営を分析して、有畝・宛米と本畝・分米との差に基づく得分差（収益差）を、詳細に算出している。進んで第6章では、農民的地価の形成機構が上げられているが、これは、地価決定の主要因として、領主的収奪の大小はその意義を失い、代って土地生産力の大小が登場してきたことを、相対売買・入札売買・質流などの場合について論証したものである。田地支配の慣行（出作地における高名前預かり制度）を論じた第7章とともに、農民的土地制度の進展を示す有力な論述とすべきであろう。第8章では、以上のように展開した農民的土地制度も、訴訟などでは公然と表に出せず、しぜんそこに一定の限界があったことを述べ、しかしながら、公法的な手続きによるほかに、いわゆる不埒証文による土地の売買・集積は依然進行して居り、こうして明治の地租改正への道が開かれていたとする。展望—地租改正への道と題する第9章は、本論文の結論に当る。すなわち、地租改正は、封建的土地所有の解体と農民的土地所有の進展との認識に立ち、名実の乖離に基づく土地制度および租税制度の紊乱を是正することを主眼として行なわれたもので、これによって、一方では、面積差・斗代（収穫率）差の検出が行なわれたけれども、他方では、農民的土地制度が法認せられ、近代的土地構造の基底に組みこまれていったと結んでいる。

論文審査の結果の要旨

1. 本論文は、有畝を主題とした唯一の研究書である。近世の経済・財政の基礎である田畑の面積が、名実相伴っていない事実は、かねてから周知のところであるが、その差違の大きさについて、地方帳簿や私文書などによって実証的に研究されるようになったのは、近年のことである。本論文の著者は、この問題に全面的に取組み、全国的な傾向を主として政策面から研究し（著書「近世土地政策の研究」）、然るのち、河内諸村を対象として本論文を作製した。時代的には江戸時代全期を蔽うており、また土地をめぐる主要事項が主題に沿って忠実に体系化されている。

2. 史料を博捜しかつ駆使している。本論文の基礎となっている文書・記録はほとんどすべて旧家の所蔵にかかるものであるが、著者はこれらを探し求め、その集積は尨大な量に上る。著者の古文書読解力もさることながら、数字についても一々検討して整理し、140に上る数表を作製・掲出している点にも、本論文の細密さがうかがわれる。

3. 論証方法が堅実である。農民的土地制度の進行について、学界では、理論的研究・法制史的研究もなされているが、本論文は、田畑の売買・質入れ・小作・支配など、所有者や耕作者の移動の現実に即した、経済学的な研究であり、しぜん、もっとも実証的であって、疑念を挿む余地の少ない堅実さを示している。したがって、本論文は一河内国を対象としたものではあるが、その結論は全国に及ぼしうべく、少なくとも地域別比較研究の重要な指標となるであろう。

4. もっとも、本論文は必ずしも完璧ではない。土地の生産力の向上を云為するには、有畝のほかに、耕作技術や経営方法について、もっと深い考察を必要とするであろう。明治の地租改正において、面積差・斗代差がすべて検出されたように書かれている点にも疑問がある。また、自営農・小作農の経営について直接には触れられていない。もっとも、最後の点は、史料の残存状態から見て、止むをえないことであ

るし、とくに小作人の経営は、ようやく史料をえて、著者が別に発表しているところである。

5. 以上要するに、本論文は、封建制度の解体過程を土地制度なる経済的側面から明確に把握したものであって、著者に経済学博士の学位を授与するに値いするものであると信じる。